

特定教育・保育施設の利用定員等について

<概要>

市町村長が施設型給付費の支給にかかる施設として確認する「教育・保育施設」においては、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等での意見聴取を必要とする。

【認定区分と対象施設】

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	3～5歳		0～2歳
保育の必要性	保育の必要性なし	保育の必要性あり	
利用対象施設・事業	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	保育所 認定こども園 幼稚園+預かり保育	保育所 認定こども園 地域型保育事業

1 公立保育所

(1) 入所状況に即した定員変更

施設名	設置主体	住所	3号定員			2号定員			定員	変更時期	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
変更前	松ヶ丘保育所	松戸市	松戸新田	-	-	-	31	34	35	100	R8.4
変更後				-	-	-	30	35	35	100	
増員数							△ 1	1	0	0	
変更前	牧の原保育所	松戸市	牧の原	-	-	-	50	50	50	150	R8.4
変更後				-	-	-	45	50	55	150	
増員数							△ 5	0	5	0	

2 民間保育園

(1) 利用園児減少による定員変更

施設名	設置主体	住所	3号定員			2号定員			定員(人)	変更時期	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
変更前	梨花保育園	社会福祉法人	高塚新田	8	11	11	20	20	20	90	R8.4
変更後				6	10	10	14	15	15	70	
増員数				△ 2	△ 1	△ 1	△ 6	△ 5	△ 5	△ 20	

(2) 入所状況に即した定員変更

施設名	設置主体	住所	3号定員			2号定員			定員(人)	変更時期	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
変更前	第三平和保育園	社会福祉法人	小根本	8	14	14	28	28	28	120	R8.4
変更後				8	16	16	26	27	27	120	
増員数				0	2	2	△ 2	△ 1	△ 1	0	

3 認定こども園

(1) 幼稚園型認定こども園への移行

施設名	設置主体	住所	1号定員			2号定員			定員(人)	移行時期	
			3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳			
移行前	東漸寺幼稚園	宗教法人	小金	50	60	60	-	-	-	170	R8.4
移行後				認定こども園東漸寺幼稚園	25	20	20	15	20	20	
増減数(合計)				△ 25	△ 40	△ 40	15	20	20	△ 50	

(2) 利用園児減少に伴う定員変更

施設名	設置主体	住所	1号定員			2号定員			定員(人)	変更時期	
			3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳			
変更前	松戸認定こども園(梅檀幼稚園)	学校法人	常盤平	5	5	5	3	3	4	25	R8.4
変更後				松戸認定こども園(梅檀幼稚園)	3	3	4	3	3	4	
増減数(合計)				△ 2	△ 2	△ 1	0	0	0	△ 5	

施設名	設置主体	住所	1号定員			2号定員			定員	変更時期	
			3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳			
変更前	東京認定こども園(牧の原梅檀幼稚園)	学校法人	牧の原	5	5	5	3	3	4	25	R8.4
変更後				東京認定こども園(牧の原梅檀幼稚園)	3	3	4	3	3	4	
増減数				△ 2	△ 2	△ 1	0	0	0	△ 5	

4 幼稚園

施設型給付へ移行(新制度移行幼稚園)

施設名	設置主体	住所	1号定員			定員(人)	移行時期	
			3歳	4歳	5歳			
移行前	八照幼稚園	学校法人	八ヶ崎	30	105	105	240	R8.4
移行後				八照幼稚園	25	25	25	
増減数				△ 5	△ 80	△ 80	△ 165	